

大阪市介護保険利用者負担減免基準

この基準は、大阪市介護保険条例第5条及び第7条並びに同施行規則第20条及び第21条に規定する利用者負担の減免の基準について必要な事項を定めるものとする。

次の各号の一に該当する要介護（要支援）被保険者で、災害その他の特別の事情により、居宅サービス（これに相当するサービスを含む。）若しくは施設サービス、特定福祉用具の購入又は住宅改修に必要な費用を負担することが困難であると認めた場合、その申請に基づき、当該被保険者の属する世帯の収入及び資産などを勘案のうえ、次に定めるところにより、介護（予防）給付の割合を変更し、利用者負担を減免することができる。

記

1 承認要件及び給付割合

(1) 災害減免

要介護（要支援）被保険者の属する世帯（前年中の合計所得金額が1,000万円以下のものに限る。）が、震災、風水害、火災、その他これらに類する災害により、住宅、家財又はその他の財産について著しい損害を受けた場合、次表による介護（予防）給付の割合を適用する。

損 害 程 度	3割以上 5割未満 (一部損壊・損壊)			5割以上 (半壊・半壊以上)
利用者負担割合	3割	2割	1割	
介護（予防）給付割合	85/100	90/100	95/100	100/100

(2) 所得減少減免

要介護（要支援）被保険者の属する世帯の者について、次のいずれかにより収入が著しく減少したことにより、当該世帯の収入認定額が生活保護基準による最低生活費認定額の135%以下となった場合、次表による介護（予防）給付の割合を適用する。

ア 死亡、心身の重大な障害、若しくは長期間の入院

イ 事業又は業務の休廃止、事業における著しい損失、失業等

（干ばつ、冷害、凍結害等による農作物の不作、不漁その他これに類する理由を含む。）

減 額 必 要 率	50%未満			50%以上
	3 割	2 割	1 割	
利用者負担割合				
介護（予防）給付割合	85／ 100	90／ 100	95／ 100	100／100

（減額必要率の算定）

収入認定額－最低生活費認定額＝利用者負担充当可能額

利用者負担所要額－利用者負担充当可能額＝利用者負担減額必要額

利用者負担減額必要額／利用者負担所要額＝利用者負担減額必要率

2 適用期間

(1) 適用期間

適用開始日は申請日の属する月の初日とし、適用期間は6月間とする。

(2) 適用期間の特例

ア 申請が遅延したことについて、やむを得ない事情が認められる場合は、

その支払が困難となった日が属する月の初日を適用開始日とする。

イ 生活保護法による申請が却下された場合で、減免要件に該当する場合は、生活保護の申請日の属する月の初日を適用開始日とする。

ウ 利用者負担が困難である事実が消滅した場合は、その月の末日までを適用期間とする。

エ 偽りの申請その他不正の行為により利用者負担の減免を受けた場合は、適用開始日に遡及して減免の適用を取り消す。

3 実施期日

この減免基準は、平成12年4月1日から適用する。

附 則

この減免基準は、平成27年8月1日から適用する。

附 則

この減免基準は、平成30年8月1日から適用する。